

社会福祉法人海南省社会福祉協議会  
介護用品貸与事業実施要綱

(目的)

第1条 傷病中である高齢者や障害者等の方々に、一時的に介護用品を必要とする人に貸与を行うことにより、日常生活の負担を軽減するとともに、その家族の介護に対する負担も軽減することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人海南省社会福祉協議会（以下「社協」という。）とする。

(介護用品)

第3条 この要綱に基づいて貸与できる介護用品は、次に掲げるものとする。

(1) 車イス

(利用者等)

第4条 利用者または申請者のいずれかが、本市に住所を有する者とする。ただし、次の各号に該当する場合は除く。

(1) 利用者が、介護保険法（平成9年法律第123号）における車イス貸与のサービスを受けている場合

(2) 利用者が、身体障害者手帳を交付され、車イスを支給されている場合

(貸与期間)

第5条 貸与期間は、貸与日から30日以内とする。

2 貸与期間は、継続して延長することができない。ただし、介護保険法の要介護認定等の申請中、もしくは会長が特別な理由により延長することが望ましいと認める場合は、この限りではない。

(利用料)

第6条 介護用品の利用料は、無料とする。

(申請書類)

第7条 利用者が高齢者の場合は、介護保険被保険者証の写しを、障害者の場合は身体障害者手帳の写しを、それ以外の場合は本人が確認できる書類の写しを添付の上、介護用品借用申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。ただし、訓練、研修等で使用する場合は、介護用品借用申請書の提出を省略することができる。

(貸与の決定)

第8条 会長は、前条の介護用品借用申請書の提出を受けたときは、速やかにその可否を決定し、介護用品貸与決定（却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(引渡し等)

第9条 貸与の決定の通知を受けた者は、速やかに借用書（様式第3号）を会長に提出し

なければならない。第6条ただし書において、介護用品借用申請書の提出を省略された場合についても同様とする。

2 会長は、前項の借用書と引き換えに、介護用品を引き渡すものとする。

3 介護用品を返却された場合は、借用書を申請者に返還するものとする。

(賠償責任)

第10条 利用者または申請者の責に帰すべき事由に基づき生じた故障等の場合は、修理もしくは購入にかかる費用の実費分を利用者または申請者に請求することができる。

(貸与台帳及び在庫表の整備)

第11条 社協は、介護用品の貸与を明確にするために、介護用品貸与台帳(様式第4号)及び介護用品在庫表(様式第5号)を整備しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱施行以前の貸与については、本要綱は適用しない。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 介護用品貸与事業実施要綱(平成17年4月1日制定)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。